

聴聞通知書

平成 年 月 日

様

大阪市立 幼稚園

園長 印

行政手続法第13条第1項
大阪市行政手続条例第13条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行うので
通知します。

予定される不利益処分 の内容及び根拠となる 法令又は条例等の条項	大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する 条例第8条第1項及び同条例施行規則第9条の2 第1項		
不利益処分の原因と なる事実	大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する 条例第4条第1号に定める幼稚園使用料滞納		
聴聞の期日	平成 年 月 日 ()	午前 午後	時 分
聴聞の場所	大阪市立 幼稚園		
聴聞に関する事務を 所掌する組織の名称、 所在地及び電話番号	大阪市立 幼稚園 (住所) (電話番号)		
<p>1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。</p> <p>2 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。</p>			
<p>注1 代理人を選任したときは、当該代理人を出頭させようとする聴聞の期日までに、委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。</p> <p>2 出頭の際には、この通知書を持参してください。</p>			

退園処分通知書

平成 年 月 日

幼稚園 組
園児名 様
保護者名 様

大阪市立 幼稚園
園長 印

平成 年 月 日現在、上記園児にかかる幼稚園使用料 円
が未納となっておりますので、大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関
する条例施行規則第8条の規定により、平成 年 月 日付けで退園処
分が決定したので通知します。

(注)

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟
を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

平成 年 月 日

幼稚園 組
(園児名 様)
保護者名 様

大阪市立 幼稚園
園長 印

幼稚園使用料未納による
一時預かり事業利用中止処分について (予告通知)

平成 年 月 日現在、上記園児にかかる利用料 円
(平成 年 月～平成 年 月分) が未納となっています。

下記納期限までに納付がない場合、大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例(昭和25年大阪市条例第3号)第8条の規定により一時預かり事業の利用中止処分を命じます。

記

納期限 平成 年 月 日

(注意)

1 この通知後、納期限までに次のとおりとなったときは、一時預かり事業の利用中止処分は行いません。

(1) 未納となっている利用料を全額納付された場合

(2) 未納となっている利用料の一部が納付され、あわせて今後も引き続き納付される見込みがあると園長が判断した場合

2 利用中止処分となった場合は、大阪市立幼稚園一時預かり事業実施要綱第6条第4項に基づき、その処分日以前の利用申込を取り消すとともに、同条第5項に基づき、処分解除の日まで利用申込を受け付けませんので、ご注意ください。

弁明の機会付与通知書

(保護者名)

平成 年 月 日

様

大阪市立 幼稚園

園長

印

行政手続法第13条第1項
大阪市行政手続条例第13条第1項

の規定により、次のとおり弁明の機会を付与
するので通知します。

予定される不利益処分
の内容及び根拠となる
法令又は条例等の条項

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する
条例第8条第2項及び同条例施行規則第9条の2
第3項

不利益処分の原因と
なる事実

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する
条例第4条第2号に定める幼稚園使用料滞納

弁明書の提出先

大阪市立 幼稚園

弁明書の提出期限

平成 年 月 日 ()

弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

注1 代理人を選任したときは、弁明書の提出期限又は出頭すべき日時までに、
委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。

2 出頭の際には、この通知書を持参してください。

(様式12)

幼稚園使用料未納に係る弁明書

平成 年 月 日

大阪市立
園長

幼稚園
様

大阪市立 幼稚園 組

園児名

保護者名

印

上記園児にかかる幼稚園使用料が未納となっている理由は、次のとおりです。

記

(注) 証拠書類等があれば、添付してください。

一時預かり事業利用中止処分通知書

平成 年 月 日

幼稚園 組
園児名 様
保護者名 様

大阪市立 幼稚園
園長 印

平成 年 月 日現在、上記園児の一時預かり事業の参加にかかる幼稚園使用料 円が未納となっていますので、大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行規則第8条の規定により、平成 年 月 日付けで一時預かり事業の利用中止処分が決定したので通知します。

(注1)

(注2) 大阪市立幼稚園一時預かり事業実施要綱第6条第4項に基づき、本処分日以前の利用申込を取り消すとともに、同条第5項に基づき、処分解除の日まで利用申込を受け付けません。

備考 (注1)の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

一時預かり事業利用中処分解除通知書

平成 年 月 日

大阪市立 幼稚園 組
園児名 様
保護者名 様

大阪市立 幼稚園
園長 印

上記（保護者名）の（園児名）にかかる一時預かり事業の利用中止については、平成 年 月 日付けで通知していましたが、未納となっていた利用料について、次のとおり納付が確認されたので、利用中止を解除します。

- 未納利用料の全額が納付された。
- 未納利用料の一部を納付のうえ、「分納誓約書」及び「納入計画書」の提出があった。